

日本税理士 企業年金基金の ご案内



日本税理士企業年金基金



新キャラクター
ふやしマリスの「ふーちゃん」

日本税理士企業年金基金とは

2018年(平成30年)7月1日に、
日本税理士会連合会を母体として設立された、確定給付企業年金基金です。

ご加入いただける方

企業年金基金は会社(事業所)単位でご加入できる制度です。
税理士法人、税理士事務所、会計法人または税理士が経営に関与されている会社が
加入対象となります。

※確定給付企業年金法に基づき「厚生年金適用事業所」であることが必要です。

制度の 概要

制 度 : 確定給付企業年金(キャッシュ・バランス・プラン)

給 付 内 容 : 退職時に一時金／年金／他制度への移管から加入者が選択

一時金支給要件 : 65歳未満で加入の場合 : 加入期間3年以上
65歳以上で加入の場合 : 加入期間1ヶ月以上

年金支給要件 : 確定年金(5年、10年、15年から選択) : 加入期間10年以上
終身年金(20年保証付終身年金) : 加入期間10年以上で、60歳以上で退職

他制度への移管 : iDeCo、企業型DC、通算企業年金等への移管が可能です。
※移管には制限がある場合がありますので、移管先制度へご確認ください。

給付金への課税 : 一時金 : 退職所得控除
年 金 : 雑所得(公的年金等控除の対象)

基金掛金率 : 基準給与月額1.5%(事務費掛金0.3%含む)
掛金は全額事業主負担です。(全額必要経費として損金算入可能)

加入上限年齢 : 70歳

積立金への利息 : 加入中／受給待期中 : 1%～4%(前年度の運用実績に基づき変動)
年金受給中 : 2.5%固定

利息への課税 : 基金の運用収益は非課税です。積立金への利息も全額非課税です。

他制度との併用 : iDeCo、企業型DC、ぜいたいきょう、中退共等にご加入の場合も、
基金にご加入いただけます。

2,000事業所、12,000名の税理士様、職員の皆様のご加入中！

加入事業所数は日本最大規模です。

ホススの理由

1

老後、 退職後の備えに！

基金の給付は、

退職後いつでもお受け取りになれます。

国の厚生年金やiDeCo、企業型DCのように
一定年齢まで受け取れないということはありません。

また、様々な受け取り方を選択いただけますので

老後資金や退職後の所得補償等、
ライフプランにあった受け取り方を
選択いただけます。



ホススの理由

2

退職金の 社外積立として!! 大きな節税効果!!!

退職金の社外積立としてご利用いただけます。

基金の掛金は

全額必要経費として損金算入できますので、

非課税で退職金の積立を

行っていただくことができます。

また、退職給付債務認識は不要です。

キャッシュ・バランス・プランとは

個人ごとに仮想口座を設け、毎月の掛金と基金の運用実績に応じた利息(1~4%)を積立てていき、
支給開始時点まで累積した総額(仮想個人勘定残高)を年金原資として支給するものです。

なお、**年金受給開始後に付与する利率は2.5%固定**になります。

掛金累計

+

利息付与累計

=

給付額

利息

加入中 (加入から退職までの期間)

「加入中」「繰下期間中」は1%~4%の範囲で
利息を付与

一時金総額
(年金給付原資)

利息累計

掛金累計

1年度

2年度

3年度

...

退職

受給中

一時金・年金の受給資格は、
加入期間で判定

一時金給付
(退職所得控除)

年金給付
(公的年金等控除)

年金の受給期間は本人が選択
(5、10、15年より)

※60歳以降に退職の場合、終身年金も選択可
※受給中は2.5%の固定利率で利息を付与

受給中年金額の変動なし

利息

受給開始

掛金と一時金の モデル給付額

基金掛金 (掛金は事業主負担で、全額損金(必要経費)扱いとなります。)

基準給与月額**の1.5%**(事務費込)です。

※基準給与月額が34万円の場合、掛金は月額5,100円、年額61,200円です。

予定利率別のモデル一時金額と実質掛金額

(単位:万円)

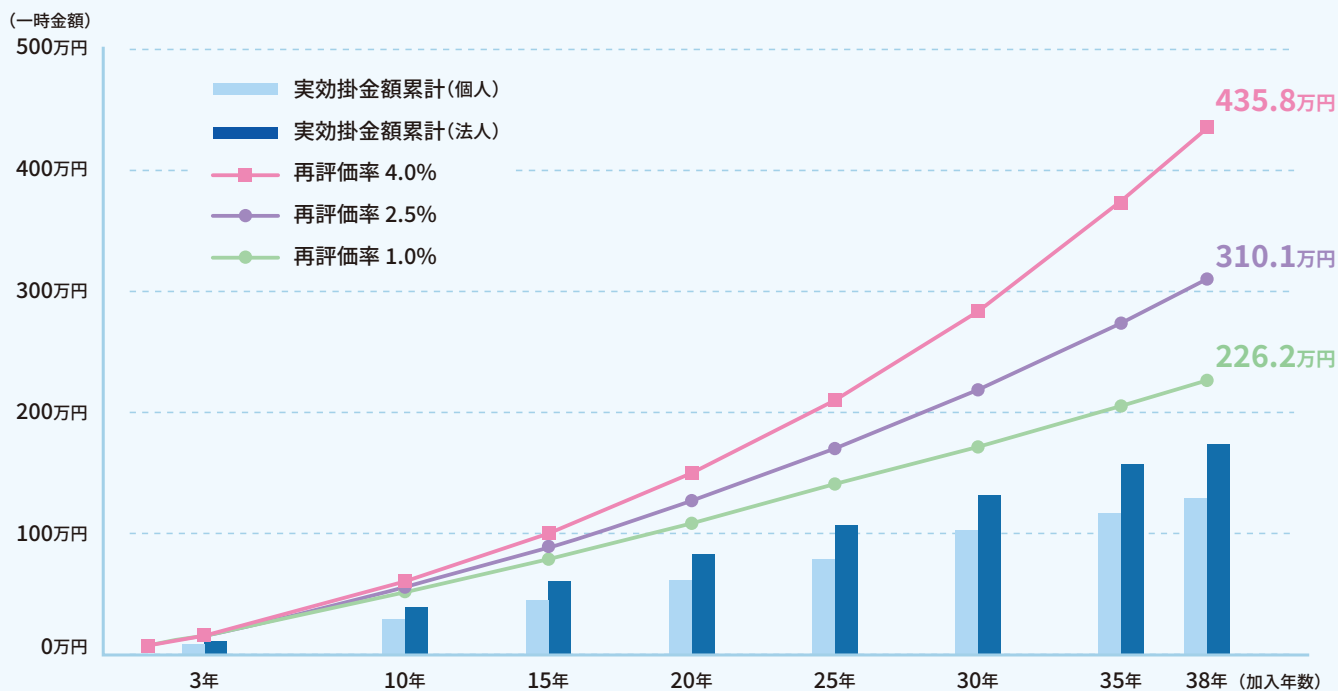
		加入期間							
		3年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	38年
再評価率別 一時金額	4.0%	15.6	60.1	100.4	149.7	209.8	283.2	372.8	435.8
	2.5%	15.2	55.6	89.0	126.9	169.8	218.4	273.5	310.1
	1.0%	14.9	51.5	79.2	108.4	139.0	171.2	205.1	226.2
掛金額 ①		18.4	61.2	91.8	122.4	153.0	183.6	214.2	232.6
個人 事業主	掛金に対する税負担減少額 注1②	7.9	26.3	39.5	52.6	65.8	78.9	92.1	100.0
	実質掛金額 ①-②	10.5	34.9	52.3	69.8	87.2	104.7	122.1	132.6
法 人	掛金に対する税負担減少額 注2③	4.3	14.2	21.3	28.4	35.5	42.6	49.7	54.0
	実質掛金額 ①-③	14.1	47.0	70.5	94.0	117.5	141.0	164.5	178.6

注1 個人事業主の所得税率を33%、住民税率10%で計算(合計43%)

注2 法人は中小企業の所得400万円超800万円以下の実効税率23.2%(2023年度)で計算

再評価率別「モデル一時金額」

※再評価率＝加入中、受給待期中の適用利率



ご加入については、基金事務局までお問い合わせください



日本税理士企業年金基金

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851 FAX.03-5740-0853

WEBサイトからも書類を請求できます

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/>

税理士基金

